

令和3年度 事業実績報告について

1. 基盤的保險者機能關係 P1~4
2. 戰略的保險者機能關係 P5~9
3. 組織・運營体制關係 P10~11

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価				
1. 基盤的保険者機能関係							
<p>○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード: 10日間)を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付等の申請について、郵送による申請を促進する。 お客様満足度調査の結果から課題を抽出し対応することで、サービス水準の向上に努める。 <p>■ KPI:</p> <ol style="list-style-type: none"> サービススタンダードの達成状況を100%とする 現金給付等の申請に係る郵送化率を85.1%以上とする 	<p>○サービス水準向上</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査の結果についてグループ内勉強会の実施 全職員を対象とした外部講師によるビジネススキル研修の実施 <p>【令和3年度お客様満足度調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口満足度: 100% (2年度98.0%) (全支部平均98.7%) 架電満足度: 93.3% (2年度56.7%) (全支部平均71.4%) <p>・適切な進捗管理によるサービススタンダードの遵守</p> <p>○郵送化</p> <ul style="list-style-type: none"> 9医療機関へ限度額適用認定証の郵送による提出案内依頼(7月・8月) 鳥取県社会保険労務士会との意見交換会にて郵送化の推進について協力依頼を実施(10月) 郵送による提出案内を含む申請書記入時のチェックシートを申請書送付時に同封(11月～) 59事業所に対し郵送による提出依頼文書の送付(3月) <p>○事務処理誤り防止</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ内研修の実施 <p>【発生状況】2件(出産育児一時金の過払い、高齢受給者証の誤送付)</p>	<p>【KPI】</p> <table border="0"> <tr> <td>① サービススタンダードの達成状況</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>② 申請に係る郵送化率</td> <td>84.3%</td> </tr> </table>	① サービススタンダードの達成状況	100%	② 申請に係る郵送化率	84.3%	<p>△</p>
① サービススタンダードの達成状況	100%						
② 申請に係る郵送化率	84.3%						
<p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <p>・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内の40医療機関に対して、限度額適用認定申請書の設置を継続して依頼。 西部地区及び申請書設置枚数の多い医療機関の合計9医療機関について、限度額適用認定申請書の郵送による提出について、電話による促進依頼を実施。 医療機関への訪問による新規設置医療機関拡大の取組みについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。(設置医療機関について、令和2年度の40設置医療機関より増減なし) <p>令和3年度 受付件数7,418件 設置申請書利用数2,907件 令和2年度 受付件数7,579件 設置申請書利用数3,256件</p>	<p>設定なし</p>	<p>△</p>				
<p>○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じて給付適正化の取り組みを行い、遡及加入者からの傷病手当金等の申請について慎重に審査を行った結果、疑わしい申請書について適正に対応を行い取り下げに至った。 併給調整を確実に実施するため、事務処理手順書に基づく確認の徹底を図った。 	<p>設定なし</p>	<p>○</p>				

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
1. 基盤的保険者機能関係			
<p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <p>・令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、支払基金と、点検業務等の情報を共有し審査を実施する。 ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格、外傷、内容点検を実施する。 ・内容点検は、レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、点検員のスキルアップ、システム点検の精度向上を図り効果的なレセプト点検を推進する。</p> <p>■ KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>	<p>・医療費の適正化を図るために以下の点検を実施した。 資格点検：資格喪失後受診の確認、医療機関への照会書送付を行い確認のうえ、被保険者への医療費返還請求を行う 外傷点検：負傷原因の照会書送付を行い、業務災害、第三者行為に該当するものを確認し、返還請求、損害賠償請求を行う 内容点検：適正な保険請求であるかレセプトの内容を点検し、再審査請求を行う 各項目について健康保険の適正使用の点検を行ったことにより、加入者1人当たり効果額は、資格点検1,628円(対前年度△1円)、外傷点検328円(同5円)であった。 内容点検において、加入者1人当たり査定効果額は、166円(同40円)。再審査請求件数は10,681件(同319件)診療内容等査定金額は33,605,820円(同7,715,320円)であった。内容点検は、新型コロナウイルス感染拡大による休業もなく、高点数レセプトを優先した点検の実施や点検員のスキルアップ、システムを活用した点検により昨年より向上した。</p>	<p>【KPI】 ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 0.368% (令和2年度：0.356%) 全国平均値は0.332%であり、0.036%上回る。 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額 6,451円 (令和2年度：4,703円) 全国平均値は6,330円であり、121円上回る。</p>	○
<p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を実施する。</p> <p>■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>	<p>・多部位かつ頻回の加入者及び、いわゆる「部位ころがし」(同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術)の疑いのある施術について、加入者への文書照会を実施 令和3年度：1,096件実施(令和2年：1,498件) ・柔整審査会面接確認委員会の実施 実施施術所数：1か所(令和2年度：1か所) ・令和3年度請求件数 29,828件(R2：28,413件) 3部位15日以上の件数 154件(R2：147件)</p>	<p>【KPI】 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合 0.52%(令和2年度：0.52%)</p>	○
<p>○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <p>・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行う事案が発生した場合は、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p>	<p>・不正受給防止対策として、医師による診療がなされていない疑いがある請求について、医療機関照会を実施(2件)→2件とも適正</p>	<p>設定なし</p>	○

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
1. 基盤的保険者機能関係			
<p>○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <p>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未返納者に対する返納催告を行うことともに被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を確実に実施する。 ・事業所担当者に対し文書等により退職時の保険証回収と資格喪失届への添付を周知する。 ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p> <p>■ KPI: ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする</p>	<p>○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化について、以下の取り組みを実施した。 ・初回催告を日本年金機構の資格喪失処理日から5営業日、2回目催告を10営業日以内に実施。特に電子申請事業所においては、返納状況に留意して実施。</p> <p>・未返納事業所への回収依頼通知を56事業所に対して行い、早期回収を啓発した。また、電子申請事業所にも早期回収を促す広報を実施し、早期返納により、返納金債権発生防止に努めた。</p> <p>○債権管理回収業務の推進については以下の取り組みを実施した。 ・現年度分を中心に早期回収に取り組んだことにより、回収率の向上につながった。 ・早期回収にあたって、文書、電話、訪問等状況に応じて催告を実施するとともに保険者間調整を積極的に活用した。 (保険者間調整：令和4年3月末 139件) ・未回収者に対しては催告を実施し、2回以上反応の無い者には弁護士名による催告や電話催告を行うとともに、法的手続きを見据えた訪問催告を行った。また、催告に際しては、コロナ禍による情勢を勘案し経済状況の確認についての通知を事前に送付するなど、催告に関しては慎重に実施を行った。</p>	<p>【KPI】 ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率 94.18% (令和2年度：96.40%) ※日本年金機構の電子申請により届出された喪失届に係る保険証回収区分の取り扱い変更等(システム変更)の影響もあり、対前年比△2.22%となる。 全国平均値は、84.11%であり、対前年比△8.3%と下降した。</p> <p>鳥取支部においては、システム変更に対応したうえで早期に回収に取り組んだ結果、下げ幅を△2.22%に抑制することができ、全国平均を10.07%上回り、かつ順位的にも全国4位と上位の回収率を達成した。</p> <p>② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率59.66% (令和2年度：35.32%) 全国平均値は、55.48%</p>	○
<p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。</p> <p>■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率が96.8%以上(全国は92.7%以上)とする</p>	<p>・グループ内の職員により電話による未提出事業所への提出勧奨(2月・3月)、および未提出事業所への支部独自の文書勧奨(3月)を実施。 対象事業所数：5,824事業所 提出事業所数：5,622事業所</p> <p>・確認対象者29,979名 解除者585名(解除率1.95%)</p> <p>・未送達事業所については電話連絡などにより、すべて送付を実施。 (未送達事業所 0件)</p>	<p>【KPI】 対象事業所からの確認書の提出率：96.53% ・KPIの達成には至らなかったが、全国目標KPI(92.7%)及び全国平均(91.27%)を大きく上回り、提出率については全国2位の結果であった。</p>	○

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
1. 基盤的保険者機能関係			
<p>○業務改革の推進</p> <p>・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</p> <p>・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、生産性の向上を推進する。</p>	<p>・マニュアル、手順書に基づく業務処理をミーティング等において定期的に周知徹底</p> <p>・育成を行う者が育成計画に基づき、面談により各個人の成長度合いを把握のうえ、OJTを実施。育成状況について毎月支部長へ報告しその結果を確認者にフィードバックし、PDCAを行った。</p> <p>・育成については半年間の育成計画を立てたうえで毎月の個別目標を設定しOJTを実施し知識、処理速度は向上したが、育成計画に沿った進捗が不十分であった為に目標未達成者を出してしまうなどの課題も残り、十分に取組みたとは言えない結果となった。</p>	設定なし	△
<p>○オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者のマイナンバー登録を確実に実施する。</p>	<p>・個人番号未取得者に対する収集業務の実施(8月)</p> <p>オンライン資格確認の運用拡大を踏まえ、協会けんぽで個人番号を保有できていない加入者の個人番号を収集するため実施し事業主からの照会及び問い合わせに対して協力要請を行ったが、事業所からの提出については対象事業所837事業所の内、638事業所(76.2%)にとどまった。</p>	設定なし	△
<p>○的確な財政運営</p> <p>・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</p> <p>・経済情勢の悪化等による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</p> <p>・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。(評議会：年4回予定、健康づくり推進協議会：年2回予定)</p>	<p>・研修会などあらゆる機会を活用し、また、新聞・各種広報誌など様々な媒体を利用して、協会の財政状況等について情報発信を実施。</p> <p>・評議会の開催(令和3年7月・10月・4年1月) (4年3月はインセンティブ制度及び4年度事業を説明するため翌月に延期) 議題：決算報告、事業報告、事業計画、保険料率など</p> <p>※令和3年度の健康づくり推進協議会は新型コロナウイルスの影響により中止 議題：保健事業全般</p>	設定なし	○

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
<p>○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p> <p>支部の健康づくり事業の柱としている「健康経営推進事業」、「特定健診・がん検診ダブル受診事業」について、協会の保有するデータを活用し、分析・提供を行い、さらなる事業推進につなげる。</p>	<p>詳細は次頁以降に記載</p>	<p>設定なし</p>	<p>詳細は次頁以降</p>
<p>○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p> <p>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <p>上位目標:健康経営(コラボヘルス)の推進により、加入者の健康度を向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧リスク保有者の構成比を10%削減する ・がん死亡率を20%削減する ・健康寿命、平均寿命ともに、全国順位10位以内をめざす <p>(がん死亡率、健康寿命・平均寿命については鳥取県の目標として達成できるよう貢献する)</p>	<p>詳細は次頁以降に記載</p>	<p>設定なし</p>	<p>詳細は次頁以降</p>

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
<p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>○ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数: 84,007人) ・生活習慣病予防健診 実施率 60.5%(実施見込者数: 50,824人) ・事業者健診データ 取得率 14.5%(取得見込者数: 12,181人)</p> <p>○ 被扶養者(実施対象者数: 23,639人) ・特定健康診査 実施率 25.0%(実施見込者数: 5,910人)</p> <p>○ 健診の受診勧奨対策 ▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得 ・事業所への訪問・文書・電話勧奨による生活習慣病予防健診の受診勧奨および事業者健診データ提供勧奨実施 ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施 ・鳥取県との連携事業:ピロリ菌検査補助事業を活用した健診受診勧奨の実施 ・35歳到達者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨実施 ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施</p> <p>▶被扶養者の特定健診 ・新規被扶養者への月次による健診案内実施 ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施 ・市町村、関係機関と連携による「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の実施 ・市町村の集団健診における共同広報 ・ナッジ理論を活用した効果的な未受診者への受診勧奨の実施 ・医師会・薬剤師会・保険者協議会と連携した受診勧奨の実施</p> <p>■ KPI: ① 生活習慣病予防健診実施率を60.5%以上とする ② 事業者健診データ取得率を14.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を25.0%以上とする</p>	<p>○被保険者(受診対象者数: 85,890人) ・生活習慣病予防健診受診率58.0%(受診者数49,840人) 前年受診率56.3%(受診者数47,829人) ・事業者健診データ取得率10.0%(取得数8,557人) 前年取得率5.7%(取得数4,828人) (数値はR4.6.15暫定版)</p> <p>○被扶養者(受診対象者数: 18,965人) ・特定健康診査受診率24.8%(受診者数4,702人) 前年受診率22.7%(受診者数4,437人) (数値はR4.6.15暫定版)</p> <p>○ 健診の受診勧奨対策 ▶被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得 ・35歳到達者個人への生活習慣病予防健診受診勧奨 ・事業所健康度カルテを活用した事業者健診データ取得促進実施 ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施 ・鳥取県との連携事業:ピロリ菌検査補助事業を活用した健診受診勧奨実施</p> <p>▶被扶養者の特定健診 ・新規被扶養者への月次による健診案内実施 ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施 ・市町村、関係機関と連携による「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の実施 ・市町村の集団健診における共同広報 ・ナッジ理論を活用した効果的な未受診者への受診勧奨の実施</p>	<p>【KPI】</p> <p>①生活習慣病予防健診受診率 58.0% ②事業者健診データ取得率 10.0% ③被扶養者特定健診受診率 24.8%</p> <p>全国平均値 ①生活習慣病予防健診受診率 53.6% ②事業者健診データ取得率 8.5% ③被扶養者特定健診受診率 26.2%</p> <p>③以外は全国平均値を上回った。 (数値はR4.6.15暫定版)</p>	<p style="text-align: center;">△</p>

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
<p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>○ 被保険者(特定保健指導対象者数: 12,727人) ・特定保健指導 実施率 30.2%(実施見込者数: 3,844人) ○ 被扶養者(特定保健指導対象者数: 508人) ・特定保健指導 実施率 6.7%(実施見込者数: 34人) ○ 保健指導の受診勧奨対策 ・健診実施機関へ働きかけ、健診受診日の初回面談実施の拡大を図る ・特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用 ・特定保健指導の改善結果を活用した未実施事業所への勧奨実施 ・業態の特性に合わせた案内文書による特定保健指導勧奨実施 ・被扶養者の特定保健指導未実施者への受診勧奨実施</p> <p>■ KPI: 被保険者の特定保健指導の実施率を30.2%以上とする 被扶養者の特定保健指導の実施率を6.7%以上とする</p>	<p>○被保険者(特定保健指導対象者数:10,613人) ・被保険者実施率20.6%(実施者数2,187人) 前年実施率15.7%(実施者数1,607人) (数値はR4.6.15暫定版)</p> <p>○被扶養者(特定保健指導対象者数:461人) ・被扶養者実施率0.4%(実施者数2名) 前年実施率0.6%(実施者数3名) (数値はR4.6.15暫定版)</p> <p>○ 保健指導の受診勧奨対策 ・健診実施機関での健診受診日当日にかかる初回面談の拡大(1機関) ・特定保健指導の外部委託推進 ・特定保健指導の改善結果を活用した未実施事業所への勧奨実施 ・被扶養者の特定保健指導未実施者への受診勧奨実施</p>	<p>【KPI】 被保険者の特定保健指導の実施率 20.6% 被扶養者の特定保健指導の実施率 0.4%</p> <p>・全国平均値 被保険者特定保健指導の実施率 18.2% 被扶養者特定保健指導の実施率 12.8%</p>	△
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 900人 ・未受診者への文書・電話による受診勧奨実施 ・事業所担当者への健診結果による受診勧奨実施依頼 ・健診実施機関による健診受診日に受診勧奨実施</p> <p>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業の実施</p> <p>■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする</p>	<p>○受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した割合 ・10.6% 前年度 10.8% (数値はR4. 6. 28暫定版)</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施 1,519人 ・未治療者に対して二次勧奨後に電話による受診勧奨を外部委託で実施 ・事業所担当者へ健診結果の見方を送付し受診勧奨を依頼</p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ・糖尿病患者へ保健指導プログラムを外部委託にて実施</p>	<p>【KPI】 ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した割合 10.6%</p> <p>・全国平均値 10.5% (数値はR4. 6. 28暫定版)</p>	△

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <p>○ 鳥取県との「健康経営推進事業」の実施 「健康経営パンフレット」、「健康経営比較結果」の広報などにより、「健康経営宣言事業所数」の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」、「健康度カルテ」の配布、夏1回3会場・秋1回3会場の研修会、表彰制度(支部長、県知事)の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。 また、事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。</p> <p>■ KPI: 健康づくり宣言事業所数 令和3年度末目標 2,350事業所 (令和5年度末目標 3,000事業所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり宣言事業所数 令和4年3月末現在2,362事業所(対目標+12、対前年+7) 表彰制度(知事表彰3年10月、支部長表彰3年8月) 知事表彰:会社独自の特に優れた取組みをされた事業所 4社 支部長表彰:R2年度健康づくり取組みポイント上位16社 健康経営実践セミナー開催 社員の健康づくり宣言事業所2,017社に対し「企業健康度カルテ」を提供(令和3年7月) (社員の健診結果の集計をもとに、医療費、健康リスク率など、その企業が健康になるためのポイントを企業ごとに作成) 「社員の健康づくり」事例集の作成 「健康経営比較分析」を行い、関係機関の会議やHP上において情報発信 	<p>【KPI】 健康づくり宣言事業所数 2,362 事業所(令和4年3月末)</p> <p>KPI(目標:2,350事業所)に対し+12</p>	<p>○</p>
<p>○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャンネルを使った広報を進める。特に、インセンティブ制度においては、令和2年度の実施結果を検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。 また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぼ便り」との配布、秋1回3会場の年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。 ・健康保険委員委嘱者数 令和3年度末目標 2,900事業所 (令和5年度末目標 3,000事業所)</p> <p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を74.5%以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新聞紙面(特集記事)を活用した広報 ○6/26 重症化予防特集 ○9/4 健康経営3年比較特集 ○10/25 健康経営、知事表彰特集 ○1/1 健康経営特集 ○3/25 協会の財政、支部保険料率特集 令和3年度協会けんぼ鳥取支部のしおりの発行 事業所への配布、各種研修会等での資料として活用。 HP・メルマガの運営、紙媒体による定期的な広報 協会けんぼ鳥取支部メールマガジン:毎月15日配信 納入告知書同封チラシ:毎月の納入告知書に同封 社会保険とっとり(社会保険協会発行):毎月2頁分の記事掲載 健診受診勧奨ポスターの作成 鳥取県、各市町村等関係機関27団体との連名による作成及び配布。 健康保険委員委嘱者数 令和4年3月末現在 2,907事業所(対目標+7、対前年+43) 健康保険委員表彰 支部長表彰:事業の推進発展のために尽力された委員 4名 理事長表彰:過去に支部長表彰を受け特に活動が顕著な委員 1名 厚生労働大臣表彰:社会保険委員と通算して20年以上活動が顕著な委員 1名 健康保険委員に特化した広報 ○けんぼ便りとっとり 年3回の発行。○健康保険委員必携の発行 4年3月発行。 	<p>【KPI】 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合</p> <p>4年3月健康保険委員委嘱者数2,907人 全被保険者数/健保委員が委嘱されている事業所の被保険者数 = 73.4%</p> <p>KPI(74.5%)に対し-1.1Pの73.4%</p>	<p>△</p>

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
<p>○ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>従来の、希望シール、Q&Aなど広報物の配布、軽減額通知の発送を確実に実施するとともに、薬剤師会との連携を進め、お薬手帳の推進、適切なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、総合的な事業として展開する。</p> <p>特に、個別の調剤薬局に対する見える化ツールを薬剤師会と共有・分析し、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。</p> <p>■ KPI: ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で対前年度以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック軽減額通知の発送 第1回: 令和4年2月11,330件 ・鳥取県薬剤師会の協力による広報掲載 健康経営通信に「お薬コラム」の連載 ・広報媒体「スクスクめいと」へジェネリック医薬品を啓発する記事を掲載 	<p>【KPI】 ジェネリック医薬品使用割合</p> <p>鳥取支部: 令和4年2月分 82.2 % (全国平均: 80.5 %)</p> <p>KPI(82.1%)に対し+0.1Pの82.2%と達成。</p>	○
<p>○ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <p>i) 意見発信のための体制の確保 ・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。</p> <p>ii) 医療費データ等の分析 ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。 ① 医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 ② 鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析</p> <p>iii) 外部への意見発信や情報提供 ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見る化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>■ KPI: 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営比較分析結果の広報等による情報発信 H28～R1年度のデータを用いて、「健康づくり宣言をしている事業所と、そうでない事業所とを四年度にわたり比較し、健康度に違いがみられるか」の分析を行った。結果としては、「健康づくり宣言」をしている事業所群のほうが、そうでない事業所群と比べて、健診受診率・医療費において、良好であるという結果がみられた。また、この分析結果資料を活用し加入事業所や関係機関へ広報を実施し、鳥取県の主催する会議等において情報発信を行った。 ・鳥取県医療審議会、鳥取県地域医療構想調整会議への参加 鳥取県医療審議会(令和3年12月、令和4年3月)支部長 鳥取県東部地域医療構想調整会議(令和4年1月、3月)企画総務部長 鳥取県中部地域医療構想調整会議(開催なし) 鳥取県西部地域医療構想調整会議(開催なし) 	<p>【KPI】</p> <p>① 鳥取県医療審議会 (第1回 令和3年12月、第2回 令和4年3月) 参加率100%</p> <p>② 鳥取県東部圏域地域医療構想調整会議 (第1回 令和4年1月、第2回 令和4年3月) 参加率100%</p> <p>・令和3年度に開催された会議においては参加率100%を達成。 ・鳥取県医療審議会(第1回)において意見発信を行った。</p> <p>※東部圏域の調整会議は令和4年1月は書面開催。また、中部、西部の二つの圏域の調整会議については、新型コロナウイルス感染症拡大等により、令和3年度中に開催されなかった。</p>	○

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
3. 組織・運営体制関係			
<p>○戦略的保険者機能の更なる発揮のため、OJTを中心とした人材育成</p> <p>・OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を計画的に組み合わせることで、組織基盤の底上げを図る。</p>	<p>・研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハラスメント防止研修(令和3年6月) ○メンタルヘルス研修(令和3年6月) ○オーナーシップ研修(令和3年10月支部独自研修) ○個人情報保護研修(令和3年12月) ○コンプライアンス研修(令和3年12月) ○ビジネススキル研修(令和4年3月) 	<p>設定なし</p>	<p>○</p>
<p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>・参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定、仕様書の見直し等の取り組みを行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備し、調達における競争性を高め、一者応札案件の減少に努める。</p> <p>・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者にアンケート調査等を実施、原因を把握、検証し、次回の調達改善に努める。</p> <p>・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。</p> <p>・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。</p> <p>■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。</p>	<p>・調達における競争性を高める取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過去同種の業務委託実施事業者への声掛け、10日以上公告期間を設定するなど、多くの業者が参加しやすい環境整備を実施 <p>・消耗品の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消耗品は総務で一元管理。過剰在庫とならないよう、4半期ごとに注文数を確認 <p>・調達審査委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新聞等での協会事業の周知啓発広報(企画・制作・掲載)業務委託ほか計9件実施 	<p>【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合 14.3%(1件/7件) 達成 (令和2年度:26.6% 4件/15件 未達成)</p>	<p>○</p>
<p>○リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>・各委員会の開催、自主点検の年間計画を策定、確実に実施し、その徹底を図る。</p> <p>・職員のリスク意識や危機管理能力を高めるため、不断の点検を通じた意識の醸成を図るとともに、職員研修等を実施し、その徹底を図る。</p>	<p>・個人情報保護管理委員会の開催(令和3年6月・12月)</p> <p>・コンプライアンス委員会の開催(令和3年6月・12月)</p> <p>・自主点検の実施(令和3年5月、11月)</p> <p>・研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護研修(令和3年12月) ○コンプライアンス研修(令和3年12月) <p>※令和3年度下期において、誤送付による個人情報の漏洩が1件発生防止策を策定した上、個人情報保護管理委員会と協議を行い、再発の防止を図った。</p>	<p>設定なし</p>	<p>△</p>

令和3年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPIの実績	評価
3. 組織・運営体制関係			
<p>○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置</p> <p>・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。 ・労働負荷の平準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。</p>	<p>・有給休暇取得結果 令和3年度1ヵ月一人当たり平均1日1時間(対前年±0時間)</p> <p>・超過勤務時間 令和3年度1ヵ月一人当たり平均3.20時間(対前年-0.21時間)</p>	設定なし	○